

## 1 いじめ問題に対する基本方針 【 しない させない 許さない 】

すべての教職員が「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る。誰もが加害者にも被害者にもなり得る。」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

- (1) いじめは「しない、させない、許さない」を大原則とする。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) いじめを受けている子供の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめる子供に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

## 2 未然防止に向けて

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、子供の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 「学校いじめ対策委員会」(いじめの防止等の対策のための組織)を設置して、定期的(週1回)に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。  
《構成メンバー》校長・副校長・分掌主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー
- (2) 「いじめ防止プログラム」や「いじめ防止授業」を通して、主体的に集団生活を豊かにする姿勢を育む。
- (3) 道徳・特別活動を通して、規範意識や集団のあり方等の理解を深める。
- (4) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (5) 教職員の言動にいじめを誘発・助長・黙認することがないように、教職員は「いじめチェックリスト」を作成・共有して、いじめに対して細心の注意を払う。
- (6) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (7) 教員研修の充実、いじめ防止体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (8) 保護者・地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、「見守りシート」等を活用し、日常的な連携を図る。
- (9) SNS等でのインターネットを使用したいじめを防ぐために、SNSの正しい使用方法について学ぶ機会を年間通じて設けるとともに、生徒から定期的にトラブル等の有無について情報収集をする。
- (10) 生徒会活動等を通して、生徒が主体的にいじめを防止する取組を行う。

## 3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 定期的に生活状況アンケートを実施し、子供の声に耳を傾ける。
- (2) 子供の行動を注視する。
- (3) 保護者と情報を共有する。
- (4) 地域と日常的に連携する。

## 4 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する子供や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめを受けている子供や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことがないように、正確な情報を共有し、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子供や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子供には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、その子供自身の課題への解決を図る。
- (5) 子供の人格形成を第一に、全教職員の共通理解、保護者の協力、外部団体との連携の下、子供の抱える問題の解決を図る。
- (6) いじめ防止に向けた取組の学校評価を行い、基本方針を点検し、次年度に活かす。